

## 砂川市立病院の患者さんの権利に関する宣言

患者さんは、人間としての尊厳を有しながら医療を受ける権利を持っています。また、医療は患者さんと医療提供者が互いの信頼関係に基づき協力してつくり上げていくものであり、患者さんに主体的に参加していただくことが必要です。

砂川市立病院では、このような考えに基づき、ここに「患者さんの権利に関する宣言」を制定します。

そして、この宣言を守り、患者さんの医療に対する主体的な参加を支援していきます。

### 1 公平で適切な医療を受ける権利

患者さんは、だれでも、どのような病気にかかった場合でも、一人の人間として、社会的身分、国籍、信条、宗教、性別などにより差別されることなく、公平に適切で完全かつ効果的な医療を受ける権利があります。

### 2 尊厳が保たれる権利

患者さんは、医療を受けるにあたって一人の人間として、その人格、価値観などが最大限尊重される権利があり、それを保つために痛みをはじめとする苦痛の除去を受ける権利があります。

### 3 十分な説明と情報を受ける権利

患者さんは、病状、検査、治療、見直しなどについて納得のできるまで、十分な説明を受ける権利があります。医療費の明細や公的援助などの情報を得る権利があります。また、自身の診療録の開示を求める権利があります。

### 4 自己決定の権利（セカンド・オピニオンを求める権利）

患者さんは、十分な説明と情報を与えられた上で、自身の治療方針について自分で選ぶ権利や拒否する権利があります。患者さんは、医療機関を自由に選ぶ権利があります。

また、いかなる治療段階においても他の医師の意見（セカンド・オピニオン）を求める権利があります。

### 5 プライバシーが守られる権利

患者さんは、医療の過程で得られた個人情報やプライバシーが侵されない権利があります。また、病院内での私的な生活を可能な限り他人にさらされず、乱されない権利があります。

### 6 自由に意見を述べる権利

患者さんは、医療に関する異議や要望などを自由に述べる権利があります。

平成15年 1月30日 制定

平成21年10月26日 改訂

## 砂川市立病院の患者さんの義務

患者さんは、病院から適切な医療が提供され、より高い治療効果を得るためには、患者さんが果たすべき義務があります。

1 医療従事者に出来るだけ正確に伝える義務

患者さんは、ご自身の健康状態や考え方を医療従事者に正確に伝えてください。

2 患者さんが受けている医療に関して理解し、質問する義務

患者さんは、ご自身が受けている医療に関して十分に理解し、納得するまで質問してください。

3 患者さんや他の患者さんの治療に支障をきたさない義務

患者さんは、患者さんや他の患者さんの治療や療養生活に支障をきたさないようにしてください。

4 病院の規則を守り、医療に参加する義務

患者さんは、病院が決めた規則を守り、ご自身が医療に参加してください。

平成21年10月26日 制定